

令和 8 年 7 月 17 日

市内障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

**社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、水害対策状況及び
非常用自家発電設備の整備状況に関する調査について（依頼）**

日頃から本市の障害児福祉保健施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国では児童福祉施設等の耐災害性強化を推進しており、令和 8 年度国土強靱化調査を実施します。近年の自然災害の激甚化や大規模地震への備えとして、各施設におかれましては、防災・減災対策及び施設の耐災害性向上について、早期の検討・対応をお願いいたします。

つきましては、今後の整備予定時期も含めて、これらの整備状況等を把握するため、調査を実施します。別添のフローチャートより該当となった事業所は、指定の期日までに当課あてに電話またはメールにて御連絡ください。御連絡をいただいたのち、詳細について聞き取りを行いますので、以下のとおり御対応をお願いいたします。

1 送付資料

- (1) 依頼文（本紙）
- (2) 【別添】（参考）本調査における施設ごとの確認の流れ

2 各事業所における対応内容

- (1) 1 (2) 資料に基づき、以下の各分野において自身の事業所が調査対象に該当するか確認
 - ア ブロック塀等改修整備
 - イ 水害対策強化※
 - ウ 非常用自家発電設備整備

※水害対策強化についていずれかの区域に所在しているか、不明な場合は横浜市「わいわい防災マップ」を参考にしてください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Agreement?IsPost=False&MapId=64&RequestPage=%2fyokohama%2fPositionSelect%3fmid%3d64>)

- (2) 上記ア～ウのうち、いずれか 1 つ以上で「該当」に当てはまる場合
→以下の担当あてに電話またはメールで連絡
※上記ア～ウのいずれも「回答不要」に該当する場合は連絡・以後の対応は不要です。
- (3) (2) の連絡に基づく横浜市担当者からの聞き取り内容について回答

3 連絡期日

2 (2) の連絡及び 2 (3) の回答を、令和 8 年 7 月 24 日（金）までをお願いします。

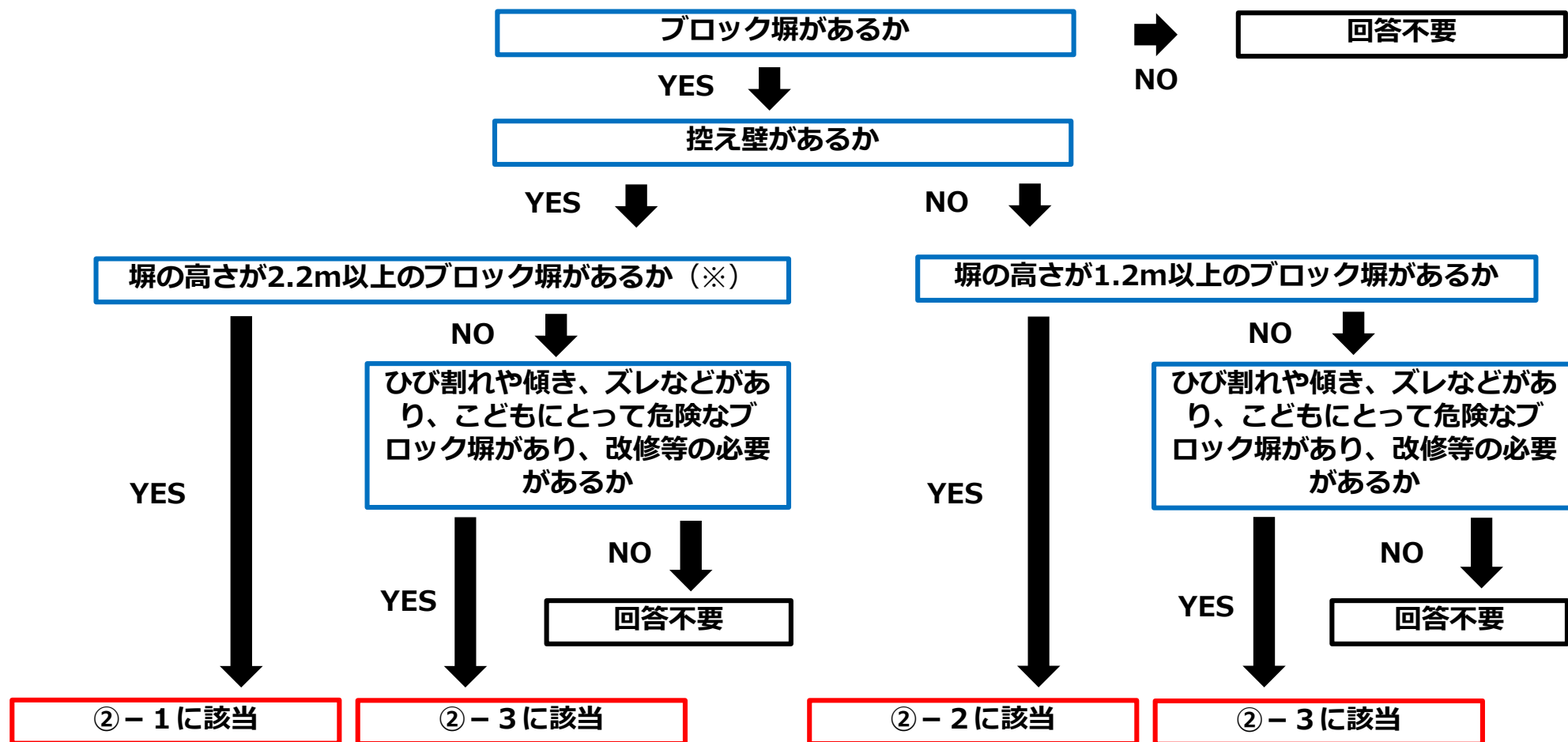
期日が短く恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電 話：045-671-4274 FAX 045-663-2304

メール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

(対策区分：ブロック塀等改修整備)



(3) 欄には、ブロック塀等改修整備に着手予定の時期を記入し、(3) 欄が「未定・予定がない」場合には(5) 欄の理由を選択してください。

(留意事項)

※ 地盤面から計測した高さです。高さが2.2m以上の箇所と2.2m未満の箇所が混在する場合も、「YES」を選択してください。

(対策区分：水害対策強化)

次のいずれかの区域に所在しているか (※ 1)

NO

回答不要

YES

第1群	第2群	第3群
津波災害特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域	浸水想定区域*であって、想定浸水深50cm（床上浸水想定）以上の区域 *洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域	浸水想定区域であって、想定浸水深50cm未満の区域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、その他地域防災計画等で定める区域

第1群の区域に所在している

YES

水害対策のために必要な補強改修工事や設備整備、移転改築等を要するか

YES

③-1に該当

(3) 欄には、水害対策強化に着手予定の時期を記入し、(4) 欄に該当する区域名を記入、(3) 欄が「未定・予定がない」場合には(5) 欄の理由を選択してください。

NO

回答不要

第2群の区域に所在している

NO

YES

近隣に安全に避難できる場所 (※ 2) がない建物であって、垂直避難のための改修等（エレベーター設置・更新等）が必要か (※ 3)

YES

浸水深3.0m以上の場合：③-2に該当
浸水深50cm以上3.0m未満の場合：③-3に該当

(3) 欄には、水害対策強化に着手予定の時期を記入し、(3) 欄が「未定・予定がない」場合には(5) 欄の理由を選択してください。

NO

NO

水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等が必要か

YES

③-4に該当

(3) 欄には、水害対策強化に着手予定の時期を記入し、(4) 欄に該当する区域名を記入、(3) 欄が「未定・予定がない」場合には(5) 欄の理由を選択してください。

NO

回答不要

(留意事項)

※ 1 ハザードマップを確認の上、複数の区域に所在している場合は第1群＞第2群＞第3群の順に選択してください。

※ 2 「近隣に安全に避難できる場所」とは、自治体が指定する避難所や一時避難所のほか、例えば、学校などの公共施設や住宅団地の浸水しない階、高台の公園・広場などの避難場所を指します。

※ 3 「垂直避難のための改修等」とは、エレベーター設置・更新のほか、例えば、老朽化に伴う階段の改修、階段室を広げる改修、屋外階段の新設、車いす用のスロープの設置、侵入口を止水する工事、窓、外壁等の防水工事等の水害対策のための整備を指します。

(対策区分：非常用自家発電設備整備)

福祉避難所又は一般避難所であって、停電時のライフライン確保のための整備が必要か

YES

福祉避難所の場合：④－１に該当
一般避難所の場合：④－２に該当

(３) 欄には、自家発電設備整備に着手予定の時期を記入し、(３) 欄が「未定・予定がない」場合には(５) 欄の理由を選択してください。

NO

人工呼吸器等の電源を必要とする児童が入所又は通所しており、かつ、ポータブル電源では十分な対応が困難な施設か

YES

④－３に該当

(３) 欄には、自家発電設備整備に着手予定の時期を記入し、(３) 欄が「未定・予定がない」場合には(５) 欄の理由を選択してください。

NO

そのほか、自家発電設備整備が必要か (※)

YES

④－４に該当

(３) 欄には、自家発電設備整備に着手予定の時期を記入し、(３) 欄が「未定・予定がない」場合には(５) 欄の理由を選択してください。

NO

回答不要

(留意事項)

※ 例えば、現在、避難所の指定は受けていないが、災害時のためにライフラインを確保しておく必要があると判断される施設が考えられます。